

めざします。企業の繁栄と社会への貢献

"Hojin"

春

2015

No.688

ほじん

私の経営哲学—第4回

石見大田法人会 中村ブレイス株式会社

中村 俊郎

特集 相続税改正

新企画 税務コンプライアンス向上のために

平成27年度税制改正まとまる

ギネス世界記録達成！租税教室503人受講



公益財団法人 全国法人会総連合





## 歴史あふれる街 博多・福岡県 — 谷 正明 —

大河ドラマ「軍師官兵衛」、連続テレビ小説「花子とアン」をご覧になりましたか？ 昨年は、福岡県をめぐる話題がNHKのテレビドラマをとおして多く提供されました。

古来、玄界灘、周防灘、有明海に面する博多・福岡は、大陸からの玄関口として交易をとおして発展し、時代時代で多くの先端文化を取り入れ、日本文化の発展に寄与してきました。

その中心的な役割を担ったのが、今も博多に残る寺社の数々です。

弘法大師が建立した「東長寺」、日本最初の禅寺「聖福寺」、うどん・そば・博多織はじめ博多文化発祥の地「承天寺」など、博多の歴史の古さを伝えています。

「櫛田神社」は、博多の総鎮守として770年以上の伝統を誇る「博多祇園山笠」の舞台となっています。「博多祇園山笠」は、法被に締め込み姿の男たちが山笠を昇(か)いて走る熱気あふれる祭りであり、博多の夏はこの祭りから始まると言っても過言ではありません。

毎年5月の連休期間に開催される「博多どんたく祭り」では、華やかなパレードがまちを華やかに彩り、多くの観光客で賑わいます。

また、博多・福岡の食文化も辛子明太子、博多ラーメン、もつ鍋等あり、博多・福岡のソウルフードである「屋台」も多種多様なメニューを揃えて賑わっています。

本年4月16日に「第10回 法人会全国女性フォーラム福岡大会」が福岡市で開催されます。福岡市は、空港及び新幹線博多駅から地下鉄を利用して、福岡市中心部まで10分程度で行くことができるコンパクトシティでもあります。

博多・福岡の活気を直接肌で感じていただき、またその食文化も十分に堪能していただければと思います。大勢の皆様のご参加を心からお待ちしております。

(福岡県法人会連合会会長 株式会社福岡銀行会長)

# ほろいん

2015

春

No.688

- 1 ▶ **エール**
- 2 ▶ **私の経営哲学**  
中村ブレイス株式会社  
代表取締役 中村 俊郎  
“夢があればどこにいても世界に通ずる”
- 5 ▶ **税務コンプライアンス向上のために**  
「なるほど！自主点検チェックシート」
- 6 ▶ **特集「相続税改正」**  
相続税対策の狂騒 税理士 關場 修
- 8 ▶ **全法連ひろば**  
平成27年度税制改正まとまる  
税制セミナー・委員会を開催
- 10 ▶ **法人会リレーニュース**  
館山若潮マラソンで女性部会が応援  
ギネス世界記録達成！租税教室503人受講  
スポーツ教室に巻誠一郎氏
- 14 **情報分析の目**
- 15 **税論**
- 16 **税務相談 Q&A**
- 17 **実践 税務調査**
- 18 **健康バンザイ**
- 19 **暮らし塾**
- 20 ▶ **間違いさがし・マンガ「難解の世代」**  
▶ **読者から・編集後記**

# 私の経営哲学

MY MANAGEMENT PHILOSOPHY

Toshiro  
Nakamura

## 第4回



“夢があればどこにいても  
世界に通ずる”

中村 俊郎

中村ブレイス株式会社  
代表取締役

*Toshiro Nakamura, President*

2007年、世界遺産に登録された島根県石見銀山。この人口400人という過疎の町・大田市大森町に世界中から感謝の手紙が届く会社がある。病気や事故で身体の一部を失ってしまった人のための義手や義足、人工乳房など義肢装具の製作を行う中村ブレイスだ。

社長の中村俊郎氏は石見銀山が閉山し、ゴーストタウンと化していたそんな時に、この地を創業の場として選び、今日に至る。世界をマーケットに過疎地で戦う企業のトップとして、その根底にある原動力は一体何なのか。

**Q** マーケットは世界、そして商品が医療用具であれば、大きい病院がある大都市に会社を構えるのが普通ですよ。ここ大森町に本社を構えていらつしやる理由は何でしょうか。

**A** 私は若い頃、アメリカの義肢装具メーカーへ勉強しに行ったことがあるんです。そこは一流の会社でしたが、なんと田舎のオレンジ畑の真ん中であつたんです。それが影響しています。勿論、お金もなかったわけで起業するしかなかったというのもあります。また、明治生まれの父から大森町の凄さをずっと聞かされてきました。この町の夢をいつも語ってくれ、石見銀山の価値を教えてくださいました。歴史の深さ、荘厳さ、そしてパワー。東方見聞録のマルコポーロの大航海時代の壮大な行動力の話もよく聞かされました。そんな父の言葉がずっと胸の中にあつたので、大好きな大森に昔のような輝きを取り戻したいと思ひ、ここに起業しました。

**Q** 創業から現在まで紆余曲折だったと思いますが、これまで一番辛かったことは何でしたか？

**A** そうですね、仕事は決して最初から順調ではありませんでした。26歳の時、実家の納屋を改装してスタートしたんですが、最初の一个月は伯父からコルセットの注文が1つあつただけでした。こんな田舎で起業する

なんて、と誰もが奇異に感じていましたね。一番辛かったことは、手作業のものづくりを否定するような風潮があつたときです。30年くらい前、スーパーが大型化してチェーン展開したり、IT産業など華やかなビジネスが生まれ始めた頃だつたでしょうか、そういう仕事に若い人は魅力を感じるんだと思います。私としては夢を持って命がけでやってきたのですが、これからはもっと大きくなる、という前に「地方だから」「過疎地だから」と言つてやめてしまった人もいました。病院もコンビニもないそんな街でやっていくのが不安なのは解るんですが、でも、志さえあれば出来るんです。世界は広くて私たちの仕事を評価してくれる人は絶対いるのに、ものづくりの面白さが気づく前に辞めてしまった社員がいたことは残念でした。

### 30年前に取れた国際特許が大きな転機に

**Q** では、逆に一番嬉しかったことを教えてください。

**A** いっぱい嬉しいことはありませんでしたが、その中で一番というところ、会社が創業して10年目の昭和59年、プロハブで15、16人くらいの社員がいた時代でした。世界初のシリコン製のインソール（靴の中敷き）を開発して、日本や医療用具の先進国ドイツをはじめ

めアメリカ、イギリスなど9か国で国際特許が取れたことです。それまでインソールと言えばコルクとか堅いプラスチック製しかなかったんです。特許が取れて利益に繋がるといふことより、ここ大森で研究して作ったものが、世界で認められたことが何よりも嬉しかった。取得の手続きには翻訳もあるし、申請費用も莫大で、あの当時捻出するには大変だつたんですが、お金では代えられない大きな希望でした。

医療用具の国際特許を、しかも義肢装具で取得するなんて誰も考えもしなかった。しかも、こんな過疎地で何が出来るんだ、と笑われていましたから。



こんな山の中においても、世界の人の足元を支えることができるんだ、自分たちの知恵を絞つて考え、人を助けるようなものが出来た。それがあつたからこそ、いろんなことにチャレンジするようになりました。

### 感動体験が育んだ大きな夢とチャレンジ精神

**Q** 会社を成功させ、世界遺産登録という偉業も達成されました。その原動力は何だとお考えですか？

**A** 全て自分の感動体験から来ていると思います。命がけの体験や若いときの出会い、助けてもらったことなど、その経験が私の宝となり、原動力となっています。

あと、アメリカにいるとき自転車に乗っていて、大事故にあつたんです。その瞬間の記憶も全くないんですが、誰もが死んだと思うような状態で、霊安室で3日間、意識不明の状態でした。そんな経験もしていますから、創業者魂といえますか、多少のことではへこたれない不屈の精神もあります。

苦労は沢山ありましたが大きな希望をもってやってこられた。夢と元氣、そしてチャレンジ精神があれば何でもやっていける。それを貫いて行けば誰かが助けてくれる。お金ではなく、支えてくれたり、応援してくれたり。私も皆さんに支えてもらっています。

**Q** 中村社長の思い描く会社の方向性と、社員の皆さんを同じ方向に向けるためにどんなことをされていらっしゃるのでしょうか？

**A** 私がどうこうしている訳ではないんです。私たちの顧客は患者さんですが、その患者さんたちから学んで、自分たちで仕事の重要性に気づいて自発的に動いているという感じですね。私は彼らに仕事しやすい環境を提供しているだけです。

患者さんが社会復帰できた、その喜ぶ姿を見て、自分たちは人を喜ばせているんだ、リハビリの一翼を担っているんだと気づいて行きます。社員はだんだんやりがいを感じ、ビジネスをしながら感動体験をさせてもらっています。その体験こそが社員を成長させているんです。

**Q** 新しい事業や商品を生み出せず、に苦戦している企業に、何かヒントをいただけますか？

**A** 難しく考えすぎているんじゃないかなと思います。本質は普遍的で、シンプルなんです。もっと楽に考える、その方がきつといい答えがでるはず。私たちの製品は医療用具ですから使いやすいシンプルなものを提供します。そして求めやすく、できれば長く使える。どんな商品でもカスタマーが喜ぶもの、使いやすいものと考えれば答えがでるのでは？ 奇抜さやデザインな

どばかり考えてしまっただけだと思います。

**目の前の利益よりも大切なものを見極める力**

**Q** 経営に一番大切なことは何だとお考えでしょうか？

**A** そうですね、まだ途上で成功しただと思っていないのですが、経営者として求められるのは粘り強さだと思います。どんな大きな企業でも、小さな企業でもいい時もあれば悪い時もありませんから。それから『THINK』を会社のモットーにしています。

「こうやりなさい」と手とり足とりではなく、「自分で考えてみなさい」ということです。考えるのは社員、社員を信じて任せます。

そしてもう一つ、『損得の見極め』が大切だと思います。得イコール利益ではなく、もつと将来的に大きな大切なものに繋がる、それを見極められる力があるかどうかということです。長期で見た時に今、この判断は正しいのか、ということだと思えます。

**Q** 成功できない経営者は損得の判断力が足りないということでしょうか？

**A** そうですね、そうとも言えますが、私が今あるのは実家が農地解放などで資産が没収され、5人兄

弟の末っ子だった私を大学に通わせる余裕はなかったので、海外に行つて好きなことを勉強してきなさいと言われてたんです。現状はどうあれ、駄目な経営者なんて一人もいない、私はそう思います。うまくいかななくて壁にぶち当たっている経営者も将来、何らかの形で必ず誰かの役に立つはず。どんな経営者もいろんな側面があつて、皆素晴らしい。そう思うんです。

**Q** 中村社長が、また御社が、これだけ絶対負けないこと、自慢できることは何でしょうか？

**A** 社員です。私は自分の好きなことをやっているだけでいいから、

「メデイカルアート」と呼んでいるこの製品は、本物と区別がつかないほどリアルに再現されたものですが、全くなにもない白紙のところから社員が創り上げたものなんです。社員がうちの私の自慢です。社員のお陰で会社があるし、社員から私は大きな力をもらっています。こんな山の中に北海道や東京からやつてきてくれる、それにも感謝です。

**Q** 最後に、今後のビジョンを教えてください。

**A** 世界中の人たちが、中村ブレイスがあつてよかつた、安心だと思われたい会社になりたいですね。そして世界遺産の町にふさわしい企業になっていきたいと思っています。

COMPANY PROFILE

中村ブレイス株式会社

創業 昭和49年  
設立 昭和57年10月  
代表取締役 中村俊郎

本社 島根県大田市大森町ハ132  
電話 0854 (89) 0231  
拠点 東京事務所、広島事務所、米子事務所、マレーシア

資本金 2,000万円  
従業員 70人  
業種 義肢装具、人工乳房、人体補正具の製作・販売

<http://www.nakamura-brace.co.jp/>



代表取締役 中村 俊郎

高校卒業、京都の大井義肢製作所に入社、1971年近大の短大を卒業後渡米、カリフォルニアの義肢装具会社に入社、義肢装具技術を学び帰国。1974年創業。国際義肢装具連盟日本代表理事、元島根県教育委員長、石見銀山の世界遺産登録に尽力。

1 国内のみならず、世界30か国から注文が入る 2 世界遺産の石見銀山・大森町にある本社社屋 3 30年前に世界9か国の特許を取ったシリコン製のインソール。耐久年数は30年以上という



なるほど!

# 税務コンプライアンス向上のために 自主点検チェックシート vol.1



法人会では、企業の税務コンプライアンス向上のための取り組みとして、企業における内部統制面や経理面に関する自主点検を推奨しており、平成26年4月から「自主点検チェックシート」と「自主点検ガイドブック」を作成・配付しています。

企業を成長させるためには、売上げを増やし利益を上げることはもちろんですが、内部統制面の強化や経理面の質を向上させることも重要な要素です。

この取り組みは、経営者の皆様がこのチェックシートを活用し、企業自らが自主点検することを通じて、税務コンプライアンスを向上させ、自社の成長を目指し、ひいては税務リスクの軽減につながることを期待するものです。

これまで、多くの企業にご活用いただいておりますが、まだ、自主点検チェックシートを利用されていない経営者の皆様にも是非、参考にしていただきたく、今号から4回にわたり、自主点検チェックシートを紹介します。

## 点検項目を絞った入門編も登場

自主点検チェックシートは社内体制のほか、貸借関係や損益関係等に分かれていて、全部で83の点検項目があります。

また、更に多くの企業に取り組んでいただけるよう、企業規模や業種にかかわらず企業のガバナンス確保に必要な基本事項を40項目選定した「入門編」を本年4月に作成しました。

この「入門編」は、点検していただきたい項目を絞っていますので、さらなる内部統制の強化や税務リスク軽減のためには、「自主点検チェックシート」(83項目)をご活用ください。

点検項目チェック表 (例)

I 社内体制

科目等	点検項目	点検欄	
		/	/
文書管理	2 重要な書類等(現金、通帳、権利証等)は金庫に保管・施錠し、鍵は適切に保管されていますか。		
	3 通帳、小切手帳、手形帳等と印鑑は別の場所に保管されていますか。		
	4 小切手帳、手形帳の控えは必要事項(支払先など)が記入され、保管されていますか。		

チェックシートの点検項目の内容について、ある企業の経理担当者による対話形式で紹介します。

## 社内体制の強化

甲社ではこれまで経理担当だったA先輩が営業へ異動になり、後任にBさんが決まりました。

**A先輩:** 私がやっていた経理業務の説明は一通り終わったけど、何か分からないところがある?

**Bさん:** 大体分かりました。ところで、この自主点検チェックシートって何ですか?

**A先輩:** これは、社長が内部統制面や経理面の向上のために取り入れたもので、数か月に1回のペースでチェックをしているものよ。

**Bさん:** 83項目? 色々な項目がありますね! どれが一番重要なのでしょうか?

**A先輩:** このチェック項目は、会社の金銭や重要書類など会社の経営に影響を与えるものばかりだから、どれも大切な項目なの。

**Bさん:** 分かりました。最初の「I 社内体制」のところから教えていただけますか?

**A先輩:** 「I 社内体制」では、主に文書管理に関する項目をチェックするの。

**Bさん:** えっと、通帳、小切手帳、手形帳と印鑑は別の場所で保管しているかどうか……ですか。

**A先輩:** これらを一か所に保管していると簡単に盗難や横領が発生したりといった危険を生んでしまうのよ。保管する時にも施錠し、責任の所在を明確にするために鍵も適切に管理する必要があるのも忘れないでね。

**Bさん:** はい! 気をつけます。

**A先輩:** それから、注文書や納品書、請求書などの書類も月ごとや取引先ごとといった一定の基準で整理し、保存しているかもチェック項目よ。

**Bさん:** 整理整頓も重要な仕事なのですね。

**A先輩:** そのとおり。後で確認し易くすることで、経理ミスが減って、事務効率の向上にもつながるの。

**Bさん:** 新任の私にはとても大切なことですね。ひとつひとつ、確実にチェックしていきます!

※自主点検チェックシートは、全法連ホームページよりダウンロードいただけます。(トップページ右側にバナーがあります)  
<http://www.zenkokuhojinkai.or.jp/>

# 相続税対策の狂騒

關場 修

昨年来、新聞をひろげると広告欄を含めて「相続」や「相続税」の文字が目につかない日はないくらいだ。いうまでもなく平成25年の相続税の改正がベースにあるが、その中でも特に注目を浴びているのが、相続税の課税最低限である遺産に係る基礎控除額の引下げと税率のアップである。今回の特集は、改正点のポイントを踏まえた具体的な節税策を考えてみる。

### 20年ぶりの課税最低限の改正

遺産に係る基礎控除額は、一定額である「定額控除」部分と法定相続人の数で決まる「法定相続人数比例控除」部分の合計額であるが、定額控除部分が5,000万円から3,000万円に、また、法定相続人数比例控除額が法定相続人1人当たり1,000万円から同600万円に、それぞれ改正前に比べて4割引き下げられた。この改正は平成16年以来だが、同年の改正(減税)は「端数調整」ともいわれているので、実質的な改正は、平成6年以来20年ぶりである。

税率は、例えば最高税率が50%から55%に引き上げられた。遺産に係る基礎控除についてみれば、減額幅の大きさに加えて長期間改正がなかった反動から、相続税負担の見込みが狂ってしまったと衝撃を受けた人が多いようだ。

### 不動産による相続税対策とリスク

そこで相続税の節税に関心を持つ人が多くなったようだ。相続税は相続1件当たりの負担が比較的大きく、財産そのものに直接課税される税であることも節税策への誘惑となる。これを「商機」とみたのか、最近の関連業界の広告には、話題の「終活」や「成長戦略」とも関連付けながら「相続税対策」の文字が躍るようになった。

かつてバブル期といわれた時代には、さまざまな相続税の「節税策」と称するものが横行した。不動産を利用するものもその一つである。課税当局による財産評価を含めた取扱いの改正などで有効性は縮小し、かつ、バブル崩壊で事例はその後激減したが、今でも「有効」な部分はある。不動産を利用した単純な節税策は、賃貸用不動産を取得する方法である。適正な市場価格

で不動産を取得しても、国税庁の通達(財産評価基本通達)による宅地の課税評価額は地価公示価格レベルの8割である(ただし、その年の1月1日現在)し、家屋は固定資産税評価額である。さらに、宅地は貸家建付地として、また、家屋は貸家として減額される。

地価の高い地域の不動産を取得し、より有利な小規模宅地等の特例を活用できる場合もある。この節税策は、基本的に不動産の市場価格より相続税の課税対象額が低いことを利用するものだ。賃貸用不動産を自己資金で取得しても借入金で取得しても、節税効果は同じであるが、違うのは、借入金で取得すると、理論上、市場価格と課税対象額の開差を無限に創出できる点にある。しかし、その分リスクもまた無限となる。バブル期には借入金で不動産を取得し相続税の節税策を実行したが、その後のバブル崩壊により取得した不動産価格が急落し、借入金だけが残った

#### Profile

關場 修 (せきば おさむ)

税理士。国税庁課税部資産税課課長補佐、国税不服審判所(本部)国税審判官、税務大学校教育第二部主任教授、東京国税局課税第一部資料調査第二課長、成田税務署長を歴任。著書に『コンメンタル相続税法』(第一法規)、『新・判例コンメンタル』[民法15](三省堂)、『不動産をめぐる税金』(日本加除出版)などがある。

というような事例が出現した。今でも相続税の滞納や借金返済に苦しんでいる事例があるに違いない。

相続後も不動産賃貸業を経営する長期的視点で不動産を取得するならば、多くは相続が済んだら不動産を処分して投下資金を回収することを前提としている。この前提では、その回収が可能か否かが節税策の採用判断のポイントとなるが、その的確な判断は極めて難しい。不動産の譲渡者と相続後における買戻しの約束があれば、「節税策」以前の課税問題が起きよう。不動産価格変動リスクに加えて、不動産賃貸業経営上のリスク、売却の際の経験不足などのリスクも無視できない。節税策の実行にはこのような判断の難しいリスクの十分な理解が必要だ。

### 利用しやすくなった

#### 事業承継税制

会社の経営者にとって、株式の相

続も悩ましい問題の一つであるに違いない。まず考えるのは評価額を下げたということだろう。上場されていない非上場株式は前述の国税庁の通達により評価する。「事業承継」対策と称して、いろんな分野の専門家がいかにかして非上場株式の評価を下げるかの提案をしているといわれるが、上記の通達には、形式的には通達による評価でもあまりに不適当なものは別途評価すると書いてある。

ところで、平成25年の相続税改正では、増税面ばかり注目されているが、ほかにも重要な改正が行われている。その一つがいわゆる非上場株式についての相続税・贈与税の納税猶予制度の抜本的な見直しだ。制度の名称も特例適用の最大のメリットである税額免除が具体的にイメージできるよう「納税猶予及び免除」と改められた。この特例は事業承継税制といわれ、相続税と贈与税の二つの制度からなっている。相続税の特例では、中小企業である会社の先代経営者が死亡し、相続・遺贈によりその会社の非上場株式を取得した後継者については、その株式の価額の8割に対応する相続税額の納税が猶予され、後継者の死亡の日まで猶予された相続税額は免除される。非上場株式が先代経営者から後継者に生前贈与された場合の贈与税についても同様の特例が設けられている。

要件が厳しく、分かりにくいという批判に比べ、平成25年度では、この特例を使いやすくするための様々な改正が行われた。例えば、改正前には特例を受けられる後継者を先代経営者の親族に限っていたが、この要件を外し、適任者を後継者にできることとした。

また、適用後5年間、毎年当初の雇用の8割を維持することが要件とされていたが、この8割を下回った年があっても5年間平均で8割を維持すればよいとした。事前確認制度も廃止された。このような制度上の優遇策は、相続税対策の選択肢として検討するのは当然である。この制度を利用して納税が猶予された相続税額または贈与税額につき、それが免除される時点まで猶予を維持するためには、一定の雇用維持など会社側が努力しなければならない

面もあり、それが後継者の奮起を促すならば、税以上のメリットがあるともいえる。

### 生前贈与の活用

筆者は、「相続税の節税策は」と問われた場合には、まず生前贈与をすすめる。長期的なスタンスで贈与を行えば、相続税の節税効果は無視できない。そのため信託商品も開発されているようだ。贈与の前に相続税の試算をし、その結果をみて生前贈与の規模を判断する。長期的な資産運用として不動産賃貸を行いたいという希望があれば、それは本人判断を尊重するのは当然であるが、そのような人には、経営判断の視点から専門家のアドバイスを受けようとする。その場合、相続税の節税は副次的なものとなる。

生前贈与をためらう人はかなり見受けられる。老後の必要資金がどのくらい必要かはなかなか判断が難しいし、口には出さないものの「財産を渡すと見放される」と心配する人は結構多いようだ。しかし、子供にとつて一番お金が必要なのは子育てや自宅取得の時期であり、その時期に贈与するから感謝もされるのであり、贈与のしがいもあるというものである。親に相続が開始するころは子供にも余裕がでてくるから、財産を残しても、感謝より先に「多かつた」とか「少なかつた」とか始まり、あげくの果ては「争族」になるケースも聞かれる。

ただ、生前贈与とてリスクがないわけではない。贈与財産の価格が相続時には下落するかもしれない。このような点も踏まえた上で贈与を実行することが肝要だ。

### 税負担の試算と適切な対策

マスコミはニュース価値があるとみているのか、相続税増税による危機感をあおっているかのようにも見える。最も大事なことは、相続税の心配をする前に、まず実際に税額の試算をしてみるのだ。相続税対策を考えると、また円滑な「相続」を前提にすると、おのずと対策が限られてくるという面もある。賢明な判断が必要である。



# 平成27年度税制改正まとめ

平成27年度税制改正では、デフレ脱却・経済再生をより確実なものとするため、成長志向に重点を置いた法人税改革や高齢者層から若年層への資産の早期移転を通じた住宅市場活性化等のための税制措置が講じられた。また、地方創生に取り組むため、企業の地方拠点強化、結婚・子供への支援等のための税制上の措置なども講じられた。

特に法人税改革では、法人税率（改正前25・5%）が23・9%に引き下げられるとともに、欠損金繰越控除制度、受取配当等益金不算入措置、租税特別措置の見直し及び外形標準課税の拡大など大企業を中心に課税ベースの見直しが行われた。これにより、法人実効税率（改正前34・62%）は平成27年度が32・11%、平成28年度が31・33%に引き下げられることとなった。

また、消費税については、税制抜本改革法により平成27年10月、10%に引き上げられることとされていたが、個人消費の動向などを踏まえ、29年4月に延期するとともに、同法附則18条の「景気条項」を撤廃することとされた。

## 政府・国会議員らに提言

全法連では、「平成27年度税制改正提言」に伴う県連・単位会の提言活動の状況を取りまとめた。

国会議員関係では、全国280会の法人会が実施。議員本人112人を含め衆・参院議員500人（前年度517人）に提言を行った。

地方自治体関係では387会が実施。都道県は知事本人13人を含め40件、都道県議会40件、市町村議会465件（同462件）となっている。

また、自民党・公明党・民主党がそれぞれ開催したヒアリングに全法連税制・税務委員会の柳田道康委員長らが出席し、法人会の提言を訴えた。更に、財務副大臣、財務省主税局長、中小企業庁長官、総務省自治税務局長、関係省庁に対しても提言活動を行った。



# 税制セミナー！・委員会を開催

来年度税制改正に向けた最初の取り組みとなる「平成27年税制セミナー」が、2月17日、東京都新宿区のハイアットリージェンシー東京で行われ、全国の法人会税制委員ら約450人が出席した。

セミナーでは、まず財務省の藤井健志審議官が、平成27年度税制改正について詳細な解説を行い、その後、一橋大学大学院の田近栄治特任教授が、「税制改革によって経済に好循環を」と題する講演を行った。



セミナーで講演する一橋大学大学院の田近特任教授



2月18日に開催された全法連税制・税務委員会

セミナー翌日には、全法連税制・税務委員会が開催され、検討テーマやスケジュール等が審議された。

また、28年度税制改正提言の取りまとめに向けた取り組みとして、3～5月に役員、税制委員等を対象にした税制アンケートを今年も実施することが確認された。

今後は、各法人会、県連、全法連の各レベルでの議論を積み重ね、最終的には9月の全法連理事会で「平成28年度税制改正に関する提言」を決議する予定である。

# 新年賀詞交歓会開催

1月13日、全法連・東法連共催の新年賀詞交歓会が、東京・日比谷の帝国ホテルで開催され、来賓や法人会関係者およそ600人が参加した。

第一部は、東京大学大学院教授で政府税制調査会会長の中里実氏による新春記念講演が「今後の税制改革の課題と展望」と題して行われた。

続く第二部では、国税庁の課税部長と法人課税課長を来賓に迎え、平成26年度に叙勲、納税表彰を受章した法人会役員に対する受章祝典が行われ、池田弘一全法連会長から、出席した41人の受章者に記念品が贈呈された。

その後は、各政党の税制調査会等に所属する国会議員、国税庁幹部など多数の来賓が



池田会長から受章者への記念品贈呈式

出席し、第三部・賀詞交歓会が華やかに挙行された。来賓を代表して、菅原一秀財務大臣が「アベノミクスにより経済は



中里実氏による新春記念講演

確実に前進しているが、全国の中小企業が豊かさを実感できるよう、今後、中小企業を中心とした経済対策を実施しなければならぬと認識している。徹底した景気対策により、29年4月の消費税率10%への引き上げに耐えうる環境をつくるのが安倍政権の役割であり、経済成長と財政再建を政権の命題にして、着実に歩みを進めていきたい」と挨拶した。

## 法人会会員向け 格付け制度スタート

全法連は、スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社と中堅・中小企業データベースを運用する日本リスク・データ・バンクが開発した非上場企業対象の「日本SME格付け」制度を導入した。この制度は、法人会会員で非上場、かつ年商5億円から100億円の国内の中堅・中小企業を対象とするもの。

格付け取得費用は法人会会員価格が設定されており、「顧客開拓」「人材採用」「海外進出」等の場面で、自社の信用力を客観的にアピールでき、他社との差別化に有効である。

申し込み際には、AIU損害保険株式会社が取次業務を行い、格付け表記は、アルファベット小文字で「aaa、bbb」など7段階で示される。制度発足にあたり、1月30日(金) 東京・墨田区のAIU本社で、新制度発表会が行われ、スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社の三宅社長、AIUの小関CEO、全法連の横山専務理事が出席し、今後の制度発展を祈念した。

## 新会員募集中!

法人会は「よき経営者をめざすものの団体」として、約82万社の企業が加入しています。

公平で健全な税制実現のため、会員企業の声を立法府等にアピールするとともに、税の啓発や租税教育を積極的に進めています。



- **経営に差がつかます!**  
企業経営に求められる知識や情報を各種研修会、情報誌、セミナーなどを通じて得られます。
- **税の知識が身につきます!**  
企業の健全経営を支える税の知識は、税務署や税理士とも協力しながら開催する研修会・説明会で学べます。
- **人脈がひろがります!**  
研修会などの各事業に参加することで、様々な業種の経営者と知り合えます。



## けんたくんを可愛いお守りに 租税教室出前講座



〔栗原〕 昨年、租税

教育活動の貢献に対して  
税務署から感謝状を戴いた栗原法人会（宮城）は、今年も租税教室出前講座

で4校の小学校を訪問した。同法人会では次世代を担う子ども達に、もつと「税」に関心を持つてもらえるよう、色々な工夫を凝らし「誰でも講師となつて教壇に立てよう」講師用のカリキュラムの構築や勉強会の実施も積極的だ。でも、大勢の元気な子ども達の前ではやはり緊張してしまうもの。



そこで女性部会では可愛い「けんたくんのお守り」を手作り。お守りのお陰で子ども達と和やかな雰囲気です。租税教育の時間を過ごせ、訪問校からも大好評。「けんたくんほしい」とねだる児童には、「たくさん勉強して税金の大切さを理解し、教壇に立てようになつたら」と約束する場面も。子どもの目線を大切に、租税教育活動を続けていきたい。

## 税とプリザーブド フラワー教室

〔浦和〕 浦和法人会（埼玉）女性部会は、11月24日に租税教育事業「税とプリザーブドフラワー教室」を開催。親子はもちろん、孫と祖母、また家族全員での参加もあり、会場の浦和ワシントンホテルは100人以上の参加者で埋め尽くされた。「マリンとヤマトの

不思議な日曜日」鑑賞の後は税金クイズ。皆、税金がいかに自分たちの暮らしに役立っているかを学び、感心した様子。子ども達にはこの学習を活かし「税に関する絵はがきコンクール」への応募の呼びかけも行った。待望のプ



リザーブドフラワー教室は、クリスマス一か月前ということで、キャンドルリースを作成。二人一組で作品を完成させるが難易度が高く、大人も子どもも真剣に取り組み、美しいリースの出来栄えに「楽しかった」と嬉しい声をたくさん聞くことができた。

## 館山若潮マラソンで 女性部会が応援

〔館山〕 館山湾沿いの海岸線から洲崎灯台、菜の花などの花々が美しいフラ

ワラインをコースに含み、綺麗な景観で有名な「第35回館山若潮マラソン大会」が1月25日開催された。フル、10km、ファミリー2kmの部に分かれ、総勢10299人が一足早い春を感じながら健脚を競い合った。会場では、今年も館山法人会（千葉）の役員や女性部会がいちごプロジェクトの節電パンフレットにお汁粉・焼き芋を添えて配布。用意した焼き芋320kg、お汁粉200kg、お餅70kg、約9000人分を7時間かけて配り、イベントを大いに盛り上げた。



## 税金川柳コンクール 能の体験と鑑賞会

【武蔵府中】 武蔵府中法人会（東京）は、11月12日、税を考える週間協賛事業として、調布市長・武蔵府中税務署長を迎え、調布市文化会館たづくり・くすのきホールで、「第5回税金川柳コンクール」の優秀作品発表会を開催した。（後援 調布市・府中市・狛江市）

5年目を迎えた税金川柳コンクールは毎年盛況で、今回の応募総数は6759作品。主催者挨拶の中で吉沢会長



は日頃の生活の中で税金について感じたこと、気づいたことを、川柳にして応募してくださった方々に感謝の意を表し、更に「今年は消費税のアップなどもあり、庶民の『税金』への関心は高く、税金への思いが強くなってきています。優秀作品12点は応募総数の何とわずか0・2%弱。この狭き門をかいくぐって選ばれた作品は、いずれ劣らぬ力作です。誰もが、肩が凝らず頭痛にもならないで、税金について考え、関心を持っていただくことが法人会の活動の目的。このような草の根的な活動の積み重ねこそが、この国をもっと良くしていくのではないかと考えます」と述べた。

続く「わかりやすい能の体験と鑑賞会」では地域の伝統芸能保存を目的に、狛江能楽普及会・金春流能楽師の中村昌弘氏による優雅な舞を堪能。展示された狛江市芸術協会会長でもある能面師・辻高毅氏の多くの作品とともに、日本文化の奥深さを知る鑑賞会となった。

### 最優秀作品

「税」の字は  
いつも払いで  
注意され

（41歳男性）

## ギネス世界記録達成！ 租税教室503人受講

【横浜市内7青年部会（横浜南主管）】 横浜市内7法人会（神奈川）青年部会は、租税教室の参加人数でギネス世界記録に挑戦するイベントを企画。1月17日、横浜市磯子区の磯子公会堂で「世界一の人数で税を学ぼう」を開催し、市内などの小中学生と保護者ら503人が受講して見事、新記録に認定された。

50人ごとに公式記録監視員を付け、約30分間、居眠りなどをチェックして



「250人以上の参加で失格者5%以下」という審査条件をクリア。無駄口や悪ふざけをせず、きちんと授業に参加しないと失格になってしまい、更に全体で5%以上が失格すると挑戦が無効になってしまうため、教える側も真剣そのもの。1億円分のレプリカ10個を用意して「小学校を造るのにいくらかかる?」「正解は10億円!」など身近なところから税の使い道を説明した。

講師を務めた江塚潔さんは「全国各地で記録にチャレンジしてほしい。記録を追い抜くことで租税教室が盛り上がりれば本望です」と述べていた。



## 三河湾の黒真珠 佐久島で初の租税教室

〔西尾〕西尾市一色町、三河湾に浮かぶ人口300人の「佐久島」は西尾市で唯一、人の住む離島。コールドールを壁面に塗った木造の家並みが「三河湾の黒真珠」と呼ばれ、近年、アート「島の島」として若者を中心に観光客も増加している。大自然に囲まれた佐久島中学校は、西尾市本土からの通学（しおかせ通学）4人を含め全生徒僅か11人、職員9人の少人数校だが、1月9



日、西尾法人会（愛知）青年部会講師による初めての租税教室が行われた。レブリカの1億円を持ち込んで臨んだ授業は、十分に予習した生徒たちから質問も飛び出し楽しいひと時に。

同法人会では佐久島行きは渡船場待合室や船内でも事務局スタッフによる手作り感満載の「法人会フラッシュニュース」やe-Tax情報などを掲示し積極的に広報活動も実施している。

## 白熱教室 in岡山龍谷高校

〔井笠〕井笠法人会（岡山）青年部会は10月、新事業「白熱教室in岡山龍谷高校」を立ち上げた。働き方や生き方について語り、社会人として求められること、納税の意義や役割、社会や国のあり方を考える場にもなろうというもの。一般教養コースの高校2年生45人を対象に、まずメンバー自身が講師として経営者の立場から会社と税金、新入社員に求めること、社会人としての義務などを講演。1か月にわたる進めた「消費増税に対して賛成か反対か」をテーマとした調査研究のレポート大会を、11月11日開催した。肯定側と否定側に分かれた両チームが立論と質疑を繰り広げ優劣を競った結果、消費増税否定派の「チームNO!税」

が僅差で勝利し、河村部会長から表彰状が贈られた。「調査研究の過程で得た知識や経験は必ず役立つはず。これからも税金について考えてもらいたい」との講評を頂いた。



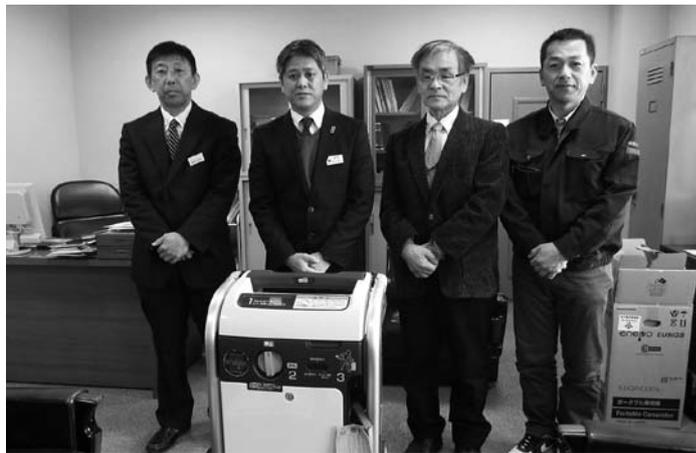
## 親子タックスセミナー 税金がいっそう身近に

〔徳島〕徳島法人会は12月20日、徳島県立21世紀館で徳島地区租税教育推進協議会との共催で小学6年生とその保護者を対象とした「第18回親子タックスセミナー」を開催した。小学生の時から「税」に対する関心を深め、親子で「税」の意義や役割について理解してもらうことが目的で、28組61人が参加した。青年部会津川氏による「租税教室」で税金の役割、しくみ等についての説明があったあと、フリーアナウンサー堀部氏も加わり「税金クイズ大会」で盛り上がった。

その後、税金で作られた「明石大橋」をバスで通って「神戸市立須磨海浜水族園」を見学。車中では税金に関するビデオ放映も行って、「税」に親しむことができた有意義なセミナーとなった。



## 社会貢献活動 市へ『エネポ』を寄贈



【須崎】須崎法人会（高知）須崎支部では、今年度の支部社会貢献活動としてカセットガスで電気をつくる発電機「エネポ」を市に寄贈した。1月9日、須崎市役所副市長室で贈呈式が行われ、須崎市からは筒井副市長、高和地震・防災課長が、同法人会からは中平須崎支部長、鍋島理事が出席。副市長からのお礼の後、高和課長から市の防災対策について説明があり「現在、市内小

中学校を中心に発電機の設置を進めており、今回の寄贈は大変ありがたい」と感謝の意が表された。

## 第5回 サッカー教室と小学生ソフトボール教室

【天草】天草法人会（熊本）は、11月30日、サッカー元日本代表の巻誠一郎氏を招き第5回サッカー教室を開催した。あいにくの雨で会場を有明体育館に変更したが、天草全域から児童5・6年生100人、保護者・観覧者80人が来場。初めに当会青年部会による税



金クイズを行った。その後、巻選手やコーチが紹介され、サッカー教室がスタート。二人一組でボールのキープ練習、ヘディング練習をして、最後にはミニゲームを実施した。内容の濃い2時間30分の教室が終了すると、サインを求めて出来た長蛇の列にも、最後まで快くサインに応じていた巻選手だった。

翌週の12月6日は本渡運動公園野球場で小学校児童62人を対象にソフトボール教室を開催。講師に熊本県ソフトボール協会技術委員長の深見隆吉氏



を招き、指導・補佐には天草高校、天草工業高校のソフトボール部員55人が協力。キャッチボール、ゴロの捕球の仕方、バッティング等を基本からみっちり学んだ後は、ボールのスピードもコントロールも短時間の練習ながら、見違えるほど上達していた。全国高等学校ソフトボール選抜大会の県予選で優勝した天草高校と、準優勝の天草工業高校という実力校の部員たちからマンツーマン指導を受けられたことや、小学生と高校生という世代を超えたふれあいもたいへん楽しく、充実した教室となった。



# 踏み込み不足の年金改革案 与党から先送り論で頓挫か

M・K

厚生労働省が年金改革案をまとめた。制度の持続性を高めるのが主眼だったが、めぼしい提言と言えは支給額を抑制する「マクロ経済スライド」をデフレ下でも実施するよう求めたことぐらいい。ところが、それすら与党の圧力で早々と腰砕け。しかも、与党内には改革自体の先送り論も浮上しており、改革案は丸ごと頓挫しそうな雲行きだ。

## デフレ下でも支給額抑制へ

消費税の8%への引き上げによって、基礎年金国庫負担の財源確保にメドが立ち、年金制度改革は一段落した感がある。にもかかわらず、厚生労働省が更なる改革を急ぐのは、2040年代初頭に高齢者人口がピークを迎えるためだ。

厚生労働省がこだわったのがマクロ経済スライドの強化だ。現役世代の減少や平均余命の伸びに応じて支給額を自動的に抑制する仕組みだが、現行では物価上昇時しか実施されない。これを、毎年実施するためデフレ下でも適用させようというのだ。

年金受給者にも給付抑制という「我慢」を求めることで、若い世代

の不公平感をやわらげる思惑もある。

## 支給年齢引き上げは見送る

だが、改革メニューで踏み込んだのはここまで。長年の課題である支給開始年齢の再引き上げは両論併記に終わらせた。

支給開始年齢は現在、65歳に向けて段階的に移行中だ。「2040年代の高齢者」である現在の若者について更に遅らせることで、高齢人口ピーク時の年金受給者を少しでも減らすべきとの意見は少なくない。

引き上げて積立金の取り崩しが緩やかになれば、次の世代の給付水準低下を抑制することができる。日本ほど高齢化が進まない米国やドイツですら67歳、英国は68歳まで上げる。

このため厚生労働省内でも「不可避」（幹部）との意見は強かった。

見送り理由は1つではないが、「自分が対象になる」と勘違いした現在の高齢者の反発が背景にあった。

年齢引き上げには、国民の人生設計の混乱を避けるため何年もの時間がかかる。定年延長など高齢者雇用改革も同時に進めなければならず、今回の見送りで「2040年代対策」の選択肢からは消えそうだ。

もう1つの焦点であったパート社員の厚生年金への加入拡大も腰砕けとなった。

来年10月から、従業員501人以上の企業で週20時間以上働くなどの要件を満たす人に広げられる。これを更に緩和しようとしたのだ。国民年金から厚生年金に移る人が増えれば将来の低年金者を減らせるだけでなく、制度の支え手が増やせるといふのが厚生労働省の本音だった。

しかし、保険料の半分を負担する企業や給与の目減りを嫌うパートらの反対は根強く、「500人以下で

も労使の合意があれば任意加入を認める」との案でお茶を濁した。

## 早くも厚生労働省が修正案提示

全体的に踏み込み不足の印象だが、与党内には「マクロ経済スライドの見直しは、統一地方選や次期参院選に影響する」との懸念が多い。

厚生労働省は、こうした声に抗し切れず、早々と「これまで通りデフレ時は実施せず、デフレ時に抑制できなかつた分は翌年度以降に繰り越し、デフレを脱却した年度にまとめて下げる」との修正案で妥協した。

だが、この修正案には問題がある。まとめて減額となれば、何年もデフレが続いた場合、ある年度に大幅抑制しなくてはならないからだ。しかも、年金受給者は毎年少しずつ入れ替わっており、「大幅減額にあつた人は運が悪い」となつたのでは受給者間の公平性も保てない。

与党には「現在デフレ状況になく、立法化を急ぐこともない」との声も強く、法案化の行方は不透明だ。

世界の所得・資産格差の分析をした「21世紀の資本」(みずす書房)の著者であるフランスの経済学者トマ・ピケティ氏が年初に来日し、講演がマスコミで大きく取り上げられ、「格差」問題が大きな話題になっています。

かつて小泉総理時代にも、格差は大きな問題になりました。経済がバブル崩壊後の停滞から抜け出して、円安もあり活気を取り戻したころでした。経済政策として、「構造改革なくして成長なし」「官から民へ」というスローガンをかけ、新自由主義的な経済政策が実行に移されていきました。この時代を後から振り返ってみると、ジニ係数で見ると格差は拡大しています。その原因は、高齢化の進展と非正規雇用の増大ですが、小泉時代の経済政策が具体的にどう影響しているかについては、肯定派と否定派の意見対立があり未だ定説とはなっていません。

そして今日、アベノミクスで経済がデフレ経済からの脱却を図ろうとしている時に、再び格差が大きな話題になりつつあります。これは何を意味しているのでしょうか。

デフレ期のように経済が沈滞している時は、みんな所得が伸びないので、人々の「格差感」は広がらないが、ひとたび経済が動意づくると、早く経済成長の恩恵を受ける企業、業種、地域が

出てくるので、人々の「格差感」が出てくると言うことができます。小泉時代や今日がそれに当たるのでしょう。経済学でも、経済成長の最初は格差が拡大するが、成長に伴って格差は次第に縮小してくるというクズネッツ仮説があります。これを補強する理論と

# 格差問題への対応は冷静に

中央大学法科大学院教授・東京財団上席研究員 森信茂樹

して、大企業、都市部、金持ちが豊かになれば、次第に中小企業、地方、低所得者も豊かになるという「トリクルダウン」という考え方があります。安倍総理もこの考え方にたびたび言及していますが、米国のように経済成長しても格差が拡大したという事実もあり、

この考え方には疑問がもたれています。

格差の要因は様々です。ピケティ氏は、「歴史的に見ると、資本の収益率は所得・経済成長の伸びより高いので、資本家はますます富んでいき、格差が拡大する」と言っています。一方米国

## 税論

の経済学者コーエン氏は、「ITの発達で、レストラン、病院、弁護士・会計士・税理士、学者などあらゆる分野で格付けが行われ、高い格付けのところはビジネスが集中している」ことを米国で格差が拡大した原因としています。筆者は、米国のコーポレートガバナ

ンスの問題も大きいと思っています。米国では、会社は株主のものという認識のもと、企業利益は配当やキャピタルゲインとして株主に還元するという考え方が浸透しており、従業員や取引先のことはほとんど考慮されません。また、市場原理主義的な思想の下で

役員の給与をストックオプションで膨らませることが一般的です。ストックオプションというのは、本来会社が負担すべき役員などの給与を、株式市場からのキャピタルゲインで賄うということで、一種のマジックです。役員の巨額な所得が、一般投資家の負担の下で株式市場で捻出されているのです。

この米国型コーポレートガバナンスが1%の「スーパージョブ」(ピケティ氏)を生み出し、格差拡大の原因となっているのではないかと考えています。このように格差の要因はさまざま、政策対応に当たっては冷静な分析が必要で、感情的に、高所得者層の所得税・相続税を引上げれば良いということでは何も解決しないと思います。

最後に、本年1月の全法連賀詞交歓会で、大橋光夫前会長は、「経営努力のないところにトリクルダウンはない」とご挨拶されました。私も同感です。皆様の経営努力や個人のたゆまぬ努力こそが、格差を小さくしていくのではないのでしょうか。

# 被相続人に係る国税の納税義務と納付方法

Q

昨秋父が急逝しました。昨年の父の所得が一億円を超えそうですが、その所得税はどのように申告・納付し、誰が負担することになるのでしょうか。なお相続人は、母と私と弟の三人ですが、遺産分割は協議中です。

品川 芳宣  
筑波大学名誉教授

## 死亡後四か月以内に申告納付し法定相続分等で負担

A

今年から相続税が増税されるということで、そのことに関心が集まっていますが、被相続人に係る国税の納付・負担も重要な問題です。

しかもその問題は、所得税法・国税通則法及び相続税法の三法に規定されていますので、それぞれに注意を要します。

まず、所得税法では、確定申告書の提出を必要とするだけの所得のある人が、その年の途中で死亡した場合には、その相続人が、「その相続の開始があったことを知った日の翌日から四か月を経過した日の前日」までに、その確定申告書を所轄税務署長に提出し、

その所得税額を納付しなければならぬことを定めています。

この場合、相続人が二人以上いるときは、その確定申告書は、各相続人が連署による一つの書面で提出しなければならぬことになっています。ただし、一緒に提出できないときには、他の相続人の氏名を付記して各別に提出することもできます。

次に、このように納付すべき国税、又は被相続人が滞納していた国税について、その相続人がどのように負担すべきかについては、被相続人の借金（債務）と異なって、民法上、必ずしも明らかに規定されていません。

そこで、国税通則法は、「被相続人に課されるべき、又はその被相続人が納付し、若しくは徴収されるべき国

税」について、相続人が納める義務を承継すると定めています。この場合、被相続人の滞納税額等が相続財産よりも多ければ、被相続人が多額な借金をしているときに利用される民法上の限定承認をすればよいのですが、そのときは、相続人は、相続によって得た財産の限度においてその滞納税額等を納付すればよいことになっています。

また、ご質問のように、相続人が二人以上いるときは、前述のようにして承継する国税の額を、民法上の法定相続分、又は遺言による相続分により按分して計算した額について、各相続人が負担することになります。

このように、各相続人の負担額は、実際の遺産分割に基づいて配分されるのではなく、法定相続分等によって形式的に配分されること等もあって、そ

の負担に応じられない場合があります。その場合には、相続人のうちに相続によって得た財産の価額が前述の負担額を超える者があるとき、その相続人は、その超える価額を限度として、他の相続人の負担額（承継する国税）を納付する責めを負うことになっています。いわば、相続人の中で連帯納付義務が課せられているわけです。

最後に、このような被相続人に係る国税は、相続税の総額を算定する課税価格の計算上、どのように扱われるかが問題になります。相続税法は、課税価格の計算上、「被相続人の債務で相続開始の際に存するもの（公租公課を含む）」を相続財産から控除することになっています。

そして、右の公租公課の金額は、被相続人の死亡の際債務の確定しているものの金額のほか、被相続人に係る所得税・相続税・贈与税等の所定の税金を含むとされています。また、右の所得税には、被相続人の死亡後相続税の納税義務者が納付し、又は徴収されることとなった「被相続人の所得に対する所得税額」も含まれることになっています。

したがって、ご質問のような被相続人に係る死亡年分の所得税についても、相続税の課税価格の計算上、控除されることとなります。



# 永年勤務者への旅行ギフト券の取扱い

給したものと同様に給与として課税されます。

ただし、本人に交付してからおおむね1年程度の期間に旅行し、旅行代金の精算やその旅行の内容が確認できる書類を用意してあれば、実質的には会社が該当者を記念の旅行に招待したものと変わらないということで、課税しなくても差し支えないとしています。

しかし、最近では次のような事例が散見され、その解釈を巡って釈然としない場面も出て来ていますので、簡単に説明したいと思います。

(1) 税務調査の際に、旅行会社が発行した領収書を調査官に呈示すると「2名様分と表示がありましたので、該当者に詳しい内容を聞いたところ、ご夫婦で旅行に行かれたとのことでした。旅行ギフト券は本人に支給したものであるので妻は対象外となり、2分の1は課税対象になる」との指摘を受けました。

(2) またある人は、旅行先とその目的を質問されたので、帰省に使用したと回答すると、調査官は「旅行目的があくまでも記念旅行に限られますので全額課税対象となります」と説明しました。

(3) さらに、家族旅行の足しにしたとの回答の場合にも、全額課税対象となります、とのこと。

以上のことから共通するのは、永年勤続の記念旅行以外の目的には旅行ギフト券は使用できない。つまり旅行の目的を自由に選べないということです。

所得税の基本通達には「使用者が永年勤続した者の表彰に当たり、その記念として旅行、観劇等に招待し、または記念品を支給した場合であっても、その金額は社会通念上相当と認められるもの（おおむね勤続年数×1万円程度）であり、おおむね10年以上の勤続年数の者を対象としていること。かつ、2回以上表彰を受ける場合には5年以上の間隔を必要とする」とあります。

本来なら経済的利益を得たとして給与課税されるところを、通達の条件に合致していれば、課税しなくても差し支えないと言っており、その解釈は厳格なものです。

では実際にはどのような使われ方をしているのでしょうか。

旅行会社に旅行ギフト券の全額で希望する旅先の日程を組んでもらい、記念旅行をするのがポピュラーな使い方です。

そして特別休暇等の使用の有無や旅行日程表と領収書をつけて会社に報告すればベターでしょう。

旅行ギフト券の支給を受けた従業員が支給後1年以内に全部または一部を使用しなかった場合には、その分を会社に返還しなければなりません。

旅行ギフト券の支給は永年勤続表彰の一環として行うものですから、もしこれを怠ると本来の給与課税が発生してしまいます。

ある経営者は、そんなにやかましいのなら最初から本人に交付する旅行ギフト券を給与として課税するからいいやと言う人もおられますが、もろう人の立場にもなって下さい。せつかくの記念なのに所得税が課税されるのは良い気分ではありません。

従業員の皆様には最初から趣旨を徹底し、ルールをわかりやすく説明しておけば後々課税の問題は発生しないはず。

交付された旅行ギフト券を全額記念旅行に使用すれば何ら問題はありませぬ。気持ちよく表彰を行いたいものです。

限もなく、金券ショップ等に手数料を支払えば換金できますので、現金で支

永年にわたり勤務した使用者等に記念品として支給する旅行ギフト券は福利厚生費として処理をしても差し支えないのでしょうか？ 給与課税されるこの話もありますか？

旅行ギフト券は、原則として有効期限もなく、金券ショップ等に手数料を支払えば換金できますので、現金で支



## 「涙の身体的効果」

大谷 克弥

医療ジャーナリスト

別人間になり、たっぷり泣くこと

### ストレス解消に絶大

### 「涙活」の言葉も登場

人間の基本的な感情表現である笑いが心身に及ぼす効果について、以前に詳しく述べました。ところが最近、意識的に泣いてたつぷり涙を流すと、笑い以上のプラス作用をもたらすことが注目されています。

こうした効能に、最近の若者は敏感です。就活、婚活にならって「活」の字を使った2文字言葉で、主にネットを中心に情報交換をしています。笑いの効果をフォローするのは笑活、涙は涙活、です。仕掛け人はいますが、大勢が集まって一緒に泣く「涙活イベント」も開かれています。昔の武士は、笑うことも泣くことも、男の恥とされてきました。親の死に目に限り涙は許されたようですが、「男は泣かない」の教えは引き継がれ、現在も「男の涙は一度だけ」というアニメがヒットしています。

一方で「涙は女の武器」と言われる通り、女性に涙もろい人が圧倒的

に多いのは事実です。理由は、女性ホルモンが涙腺をより強く刺激するのではないかと推定されている程度で、詳しくは分かっていません。

泣いてはいけない男性にしたって、時に「血も涙もない薄情者」と卑下されます。今年の箱根駅伝で初優勝した青山学院大の選手と監督は嬉し涙を流し、それがまた感動の涙を呼びました。涙はまだ多くの謎に包まれています。近年の研究で少しずつベールがはがれつつあります。

### 涙には大別すると3つの種類

人間の涙はざっと三種類に分けられると、アメリカの研究者は唱えています。まず生まれた時から身に備わっている生理的な涙、次に外部からの刺激による涙、そして泣くことなど感情によって流れる涙です。

人間の目は常に涙腺から分泌される涙液で覆われていて、涙は目に栄養を届け、まぶたを動かす潤滑油の働きをします。また紫外線や細菌か

ら目を守り、雑菌の消毒もしますが、余ると鼻に抜けて排出されます。

涙液が少なくなると、まばたきをして補給をします。これが十分に機能しなくなると目がカサカサして、ドライアイの症状が起き、ピンチヒッターの目薬が欠かせなくなりま

す。逆に稀ですが、涙が止まらなくなる厄介な目の病気もあります。外部からの刺激による涙と言え、そう、タマネギです。タマネギを切ると、催涙性物質と呼ばれる成分が飛び散り、涙腺の周囲の神経を刺激するからです。食べ物では長ネギやニンニク、そのほかゴミや薬剤などが目に入っても涙が出てきます。

感情によるものとは、いわゆる「感極まって」あふれ出る涙です。最多は悲しみの涙ですが、先ほどの嬉し涙、また悔し涙もあります。涙は人間の本性を赤裸々に表すと言われながら、しつけや訓練によってコントロールができます。女優はいつでも泣けて一人前、だそうで、嘘泣きとか空涙といった言葉もあります。

泣いた時の涙は、万病の元とされるストレスの解消に強烈なパワーを発揮することが明らかになってきました。ただし肉親の死など身近な悲痛ではなく、映画など全く別世界の主人公に自分もなりきり、とめどなく涙を流すと効果は強くなります。

人間の自律神経は、怒ったり興奮したりすると交感神経が優位になってストレス状態になりますが、笑ったり泣いたりすると副交感神経が優位になってリラックス状態になります。それに加え、漫才や落語を聞いて爆笑した時よりも、悲恋映画などを見て号泣した時の方が、ストレス・ホルモンをより多く体外に追い出すことが実験で分かりました。

ストレスが激減するのですから、熟睡できる、食べ物が美味しくなる、肌がきれいになる、といった効能の指摘もあります。映画だけでなく、皆で泣く独り芝居、朗読会、歌の会などと、涙活の輪は広がっています。男性も歳をとると涙もろい人が増えるのは、加齢に伴いブレイキが弱くなるからです。病気ではなく、効能もきちんとあります。



# みんなで、地方を活性化しよう

地域が元気になれば、日本が元気になります。そこで、あの手この手の応援をピックアップしてみました。

## 好きなところに納められる“ふるさと納税”

ふるさと納税とは自治体への寄付のことで、自分が望む自治体に2000円を超える寄付をすると、住民税のおよそ1割まで、所得税と住民税からそれぞれ還付、控除が受けられるというものです。この上限の1割が、今年から2割に引き上げられています。※

たとえば、住民税の所得割りで年間30万円を支払っている人だと、その2割の6万円が控除などの対象になるということ。

さらに、ふるさと納税は今まで確定申告が必要でしたが、確定申告しなくても寄付先の団体が本人に変わって控除手続きをしてくれる「ふるさと納税ワンストップ特例」が設けられました。

ふるさと納税をすると、お礼として地域の特産品や工芸品などを贈ってくれる自治体も増えています。自治体によっても違いますが、1万円を寄付すると、5000円相当のモノを贈ってくれるというところが多いようです。仮に、住民税を年間30万円払っている人が5万円をふるさと納税すると、2000円は自己負担になりますが、寄付した4万8000円は所得税や住民税の軽減というかたちで戻ります。

ふるさと納税は、複数の自治体を選んで行えるので、5か所に1万円ずつ寄付し、それぞれから5000円相当の物品をもらうのも可能。実質的な自己負担2000円で、2万5000円相当のモノがもらえるということです。

寄付する自治体は、生まれ故郷でなくてもOKですし、寄付したお金の使い道を指定することもできます。

地方の自治体は今、思うように産業が伸びず、財政的にも疲弊しているところが少なくありません。そうした自治体にとっては、財政面での支援になり、さらには寄付してくれた人に物品を贈るので、地場産業の活性化にも繋がるというわけです。

商品や地域の詳しい情報は、ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」(<http://www.furusato-tax.jp>)などをご覧ください。

東日本大震災から4年。まだ、復興できていない被災地も多い。そうした所にも、ふるさと納税での寄付は、あたたかな支援になるでしょう。

## 地域にも家計にもやさしい“プレミアム商品券”

最近では、地域振興のために、地域で有利に使える“プレミアム商品券”を売り出すところも出てきています。

自治体や地域の商店街、商工会議所など様々なところが出していますが、地域の商店街などで使える商品券で、1万円支払うと1万1000円分の買い物券と交換してくれるプレミアム（10%割り増し）付きが一般的。

たとえば、東京都品川区の品川区商店街連合会では、平成元年から、区内70商店街の、約2200店舗で利用できる共通の“プレミアム商品券”を販売。1万円ですべて500円22枚の商品券がもらえ、これで買い物ができます。1人4万円まで購入でき、有効期限は4か月。年間約24万枚発行して、回収率は約92%。ちなみに、品川区商店街連合会では、プレミアムが付いていない商品券も販売していて、こちらの有効期限は5年でした。

東京都世田谷区の“プレミアム商品券”も人気で、販売と同時に並んで順番に買うのですが、75歳以上の高齢者については10万円までは先行予約ができ、並ばなくても入手できるようになっています。

“プレミアム商品券”販売の目的は、地域の活性化。ただ、最近では、それ以外の目的で“プレミアム商品券”を発行する自治体も出てきました。たとえば京都府では、満90歳を超えて、過去10年間に介護保険サービスの利用がなく、一定要件を満たす人には、健康寿命を祝う“プレミアム商品券”を配布しています。東京都北区では、通常は10%が多いプレミアムを、高齢者だけは15%にしています。ただし購入は、1人1万円まで。

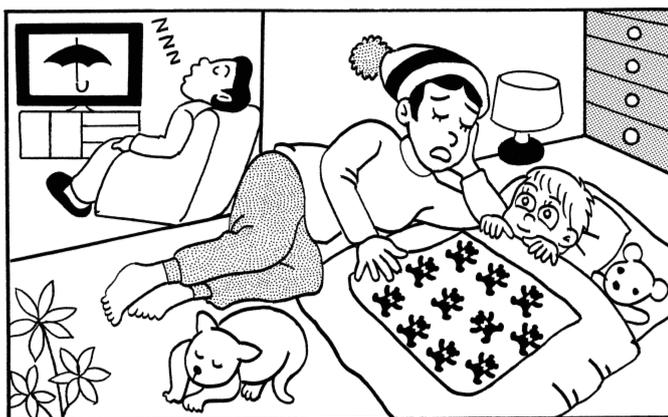
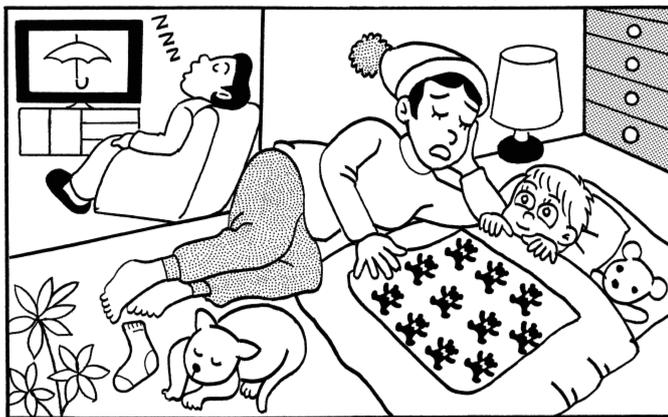
また地域で販売して地域で使うのではなく、観光で人を呼び込み地域を活性化させるために、その地域以外で誰もが買える“プレミアム商品券”を販売し、地域で使ってもらおうという試みをしているところもあります。

長崎県は、県内の、五島、壱岐、対馬、小値賀、宇久など離島で使える、6000円券1セットが5000円の“プレミアム商品券・しまとく通貨”を販売。福岡空港や長崎空港でも売っているので、これを買ってから島巡りをすれば、おトクですね。

※法案はまだできていませんが、でき次第27年1月に遡って実施されます。

# 難解の世代

32 柴 昭一



間違いさがし



2枚の絵には、間違いが7か所あります。頭のコリがとれるかな？ 答えはこのページの下にあります。



読者から

▼杉山愛さんを「元テニスプロ」と知ってはいしたが、元世界のトッププレーヤーとしての輝かしい実績、プロとしての心構えやスランプ・葛藤を改めて知った。

誌面の爽やかな笑顔の「源」を知り、あるいは受け答えの姿勢・雰囲気や人柄や性格の良さを感じ、新年から清々しい気分になった。まさにビジョンを描き、前向きな一年にしたいものです。

(富山県 梅井裕晃)

▼健康バンザイを興味深く読ませていただきました。長寿大国日本と漠然と知っていましたが、その中には「健康寿命」があること。「健康寿命」とは、「介護を受けず、自立して生活できる期間」です。寝たきりや認知症になるべくならないよう自分の健康は自分で守る、という心構えを持ち心身とも元気に過ごせるよう気をつけて生活していこうと思いました。

(福島県 坂本圭子)

▼杉山愛さんの「ピンチリチャンスだ」と思い、もう一回り大きく成長できるタイミングだと前向きに捉えたい。「メンタル面の素晴らしい」に感動しまし

た。日々仕事ばかり優先して先のが見えなくなってしまうときには、少し立ち止まって俯瞰してみたらということを杉山さんに教えられ、自身をふり返るよい機会となりました。

(福岡県 田島はるみ)

▼昨年から連載が始まった「私の経営哲学」は、毎号楽しみに読んでいます。これまでの「ほうじん」はこうした記事があまりなかったですね。各地の法人会員である経営者の想いに触れ、改めて法人会の層の厚さを感じます。また、法人会に入会していない経営者にとっても、たいへん有意義な内容だと思います。次号も楽しみにしています。

(埼玉県 佐藤吉晴)

## 編集者から

▼ご意見・ご要望・ご感想は 〒160-0002 東京都新宿区坂町13-4 公益社団法人全国法人会総連合「ほうじん」係へ。掲載者に図書カード3千円を贈呈します。

▼「お詫びと訂正」 新年号「私の経営哲学」記事「社員7000名」は「社員700名」の間違いでした。お詫びして訂正いたします。

## 編集後記

▼今年も花粉症に悩まされています。例年より花粉の飛散が早く始まっていて、飛散する量も多いとのこと。この時期マスクが手放せませんが、もう少しの辛抱です。法人会は、「健全な経営、正しい納税、社会に貢献」を柱として活動する団体であり、記事内容もそれに基づき工夫しています。読者の皆様からの感想・要望をお待ちしています。

(Y)

▼1月の終わり、石見銀山の懐に頂かれた大森町は、冬の透き通った空気の中でゆったりと時間が流れていました。観光地ではない、人々が今も暮らす生活圏の世界遺産はコンビニやファミレス、大手チェーン店の看板も一切ない隔離されたような空間で、ハートを射抜かれました。宿泊した築200年超の武家屋敷で、楽しみにしていた座敷童との対面がかなわなかったことが残念でしたが。

(K)